

# 北広島町農業委員会第32回総会議事録

事務局 (第32回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 14日に某推進委員と現地調査を行いました。5～6年も人手が入っていない。もう少しでB判定かなと言ったひどい状況です。立会の時丁度、ご夫婦で茅を刈っておられました。水稻を作ろうとしても取水口がない。目の前が宅地で非常に荒らしても悪いので、譲り受けて大豆、エゴマでも作る。一丁の農地も作っているし、譲受人は機械を持っているし、家族状況も良いので農業に従事できる。支障は無い。

会長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 2月17日に某委員と譲渡人と現地で協議しました。譲渡人と譲受人は親子で機械等は営農組合で借りるのことに。条件は満たしていると考えられる。

会長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

14番 2月13日に某委員と現地調査しました。譲渡人は譲受人にこれまで耕作して貰っていたが、高齢により耕作困難。今回売買に至った。譲受人は労働力、機械ともこの周辺を耕作しているので問題はない

3番 1100-1の白い部分が何か？

事務局 お墓の跡、農地ではないので、今回入っていない。

会長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

15番 譲渡人は家ごと処分され、今回は倉庫の裏に農地があったんですが、笹がいっぱい山にしたいらしいが、本人は栗でも植えようかと思ってる。周りは譲受人の土地と一緒に管理はすると言っている。15日には某委員と現地は見に行き、問題はないと思われます。

会長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 去る2月11日に某推進委員と現地確認しました。譲渡人は会社員で一人暮らしで農地の維持管理は出来ていません。長年、非耕作であったので、何回も対応をお願いしてきました。今回、譲渡人から譲受人に話をされたそうです。農地は譲受人の家のすぐ前で、長年、農業されており、機械労働力等も問題はありません。

会 長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 去る2月17日に某委員、某推進委員の3名で現地確認しました。5条案件と農業施設案件と併せて調査しました。譲受人は空き家バンクを利用して、家を購入されることになり、受入側の条件に合うように調整し、今回申請に至った。家の周りの荒れているのを非農地とし、残っているものを譲受人が買い受ける。昨年まではうづつき農業組合と運送会社が利用権設定してましたが、これを解いて自ら耕作するとしても、農業経験が無く作業委託して農地を利用する。周辺の農業への影響はないと思われる。

会 長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

10 番 作業委託をされるとのことですが、何を委託されますか。

4 番 田植えや稲刈りとか大きな作業は委託される

2 番 兼業農家ですか

4 番 本業は別に持っておられる。主人は外国人。譲受人は豊平の方です。

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

11 番 去る11日某委員、某推進委員と現地確認しました。平成7年頃から宅地の一部として利用してきた。駐車場のスペースを確保するに当たり、申請地が農地であることが分かった。今回、適正化を図るため、申請に至る。他に適当な場所がないことからこの申請地を申請することとなった。周辺には影響がない。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

16 番 2月12日、某委員、某推進委員と現地調査を行った。面積的に多少広いかな。残りも畑として作りようがない。高いところに墓地があって、高齢になって下の草刈りも困難なので、今回、近くに降ろすことになった。周りには影響が無い。

10 番 申請の土地の隣に墓地がありますが、こちらは使われないのでですか？

16 番 申請地の面積の中に入っていません。大きな墓石がある。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 2月12日に某委員、某推進委員と現地確認しました。ここには昔から建物が建っていた。今回鶏舎を作るのに以前建てたところが農地だったので、適正化のため、申請する。1409-1の鶏舎は広大で鶏を飼っている。3種類くらい。万が一鳥インフルエンザが出たら全滅する。ある時期に委託管理していった。7年くらい前に話があって、広大が建てた。広大が撤退するときは申請者に建物は無償提供になっている。周辺農地に影響がないので、転用もやむなし。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 申請人の夫が平成元年度から宅地の一部として使っております。顛末書添付の案件ですが、周辺農地への影響はありません。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号11番から14番まで関連があります。事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

15番 15日に現地確認をしています。噂によりますと前のオーナーのままでは家賃が高いので今回の申請になった。申請地は田んぼを作っている状況ではないので、丁度良かったのでは。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番から14番までについて申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号15番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

1番 先般17日に某委員と某推進委員と現地確認を行いました。譲受人は親の住まいで作品を作っておられますが、来客もあり手狭なので、今回、譲渡人の空き家を買って土地も取得された。該当の土地はかなり荒れている。始末書添付の事ですが、昭和60年頃に5条許可を取っているらしいが現在、状況が分からない。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。
- 会 長 番号 16 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 2月11日に某委員と某推進委員と現地確認。譲受人は借家が手狭なので、農業を手伝うには近くが良い。周辺農地には影響がない。農業後継者として住まれる。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。
- 会 長 番号 17 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 4 番 某委員、某推進委員と現地確認を行った。申請地は譲渡人の祖父の時にされたと思うが、進入路なって、舗装もされている。今回、空き家バンクの関係で適正化を図りたい。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。
- 会 長 番号 18 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 11 番 去る 11 日に某委員、某推進委員と現地確認を行った。地区集会所として使われ、現況は宅地並みになっている。今回、農地のまま、集会所用地として使われているのがわかり、適正化の許可やむなしと考えられる。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 18 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第 4 号 農業用施設転用届について

会 長 番号 19 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 去る 17 日に某委員、某推進委員と現地確認を行った。以前に倉庫を建てるということで農進除外申請が出された。建てる場所に土が搬入されていた。過去に上の農地を買われた経緯がある。農業をするためにここに倉庫があるのもしかたがない。周辺の農地に対する影響はない。

事 務 局 顛末書添付をお願いします。

会 長 この件についてご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 19 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号 20 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 3 名で調査をしました。農地パトロールの時に無断転用を指摘して参りましたが今回、空き家バンクの関係で適正化を図る目的で申請されました。周辺農地の影響はありません。



2 番 6 番案件で農地の全部を譲り渡すことでしたが、農地面積に差がありますが、何か残っていることですか？

事務局 すべて譲り渡したい意向でしたが、農地になっている墓地が譲り渡し出来ない。これ以上費用を掛けたくない。分筆しないと処理できないので、残っている。

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 20 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号 21 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

14 番 2 月 13 日に某委員、某推進委員と現地確認を行った。無断転用は知らなかった。既に倉庫を建てられていたので、今回、適正化を図る。

会長 この件についてご意見ご質問はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 21 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号 22 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

3 番 去る 2 月 11 日に某委員、某推進委員と現地確認を行った。周りに影響があるところではないので、許可相当と思います。

会長 この件についてご意見ご質問はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 22 番について申請どおり許可して良

いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第5号 非農地証明申請について

会長 番号23番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

3番 去る11日に某委員、某推進委員と現地確認を行った。畑が完全に木が生えているような状況で非農地としての判断は妥当と思います。

8番 図面は山林で無いような

3番 23番のところは団子図になっている。実際は家の裏の高いところ

会長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号23番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農地利用集積計画（元・29）について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことに

ご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第7号 農地利用配分計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩